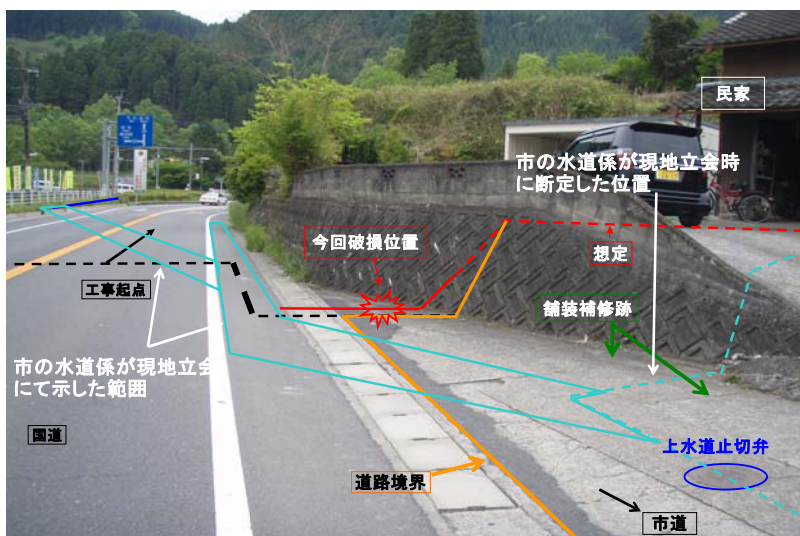
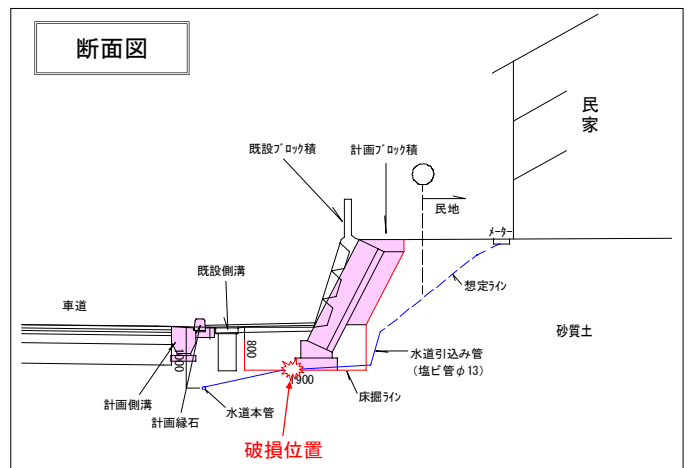
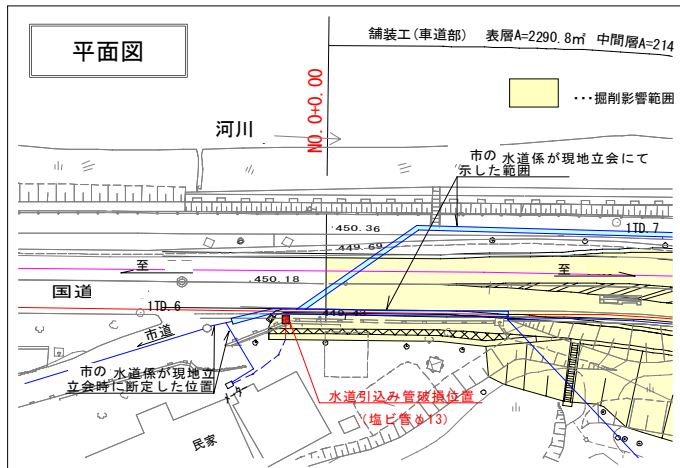


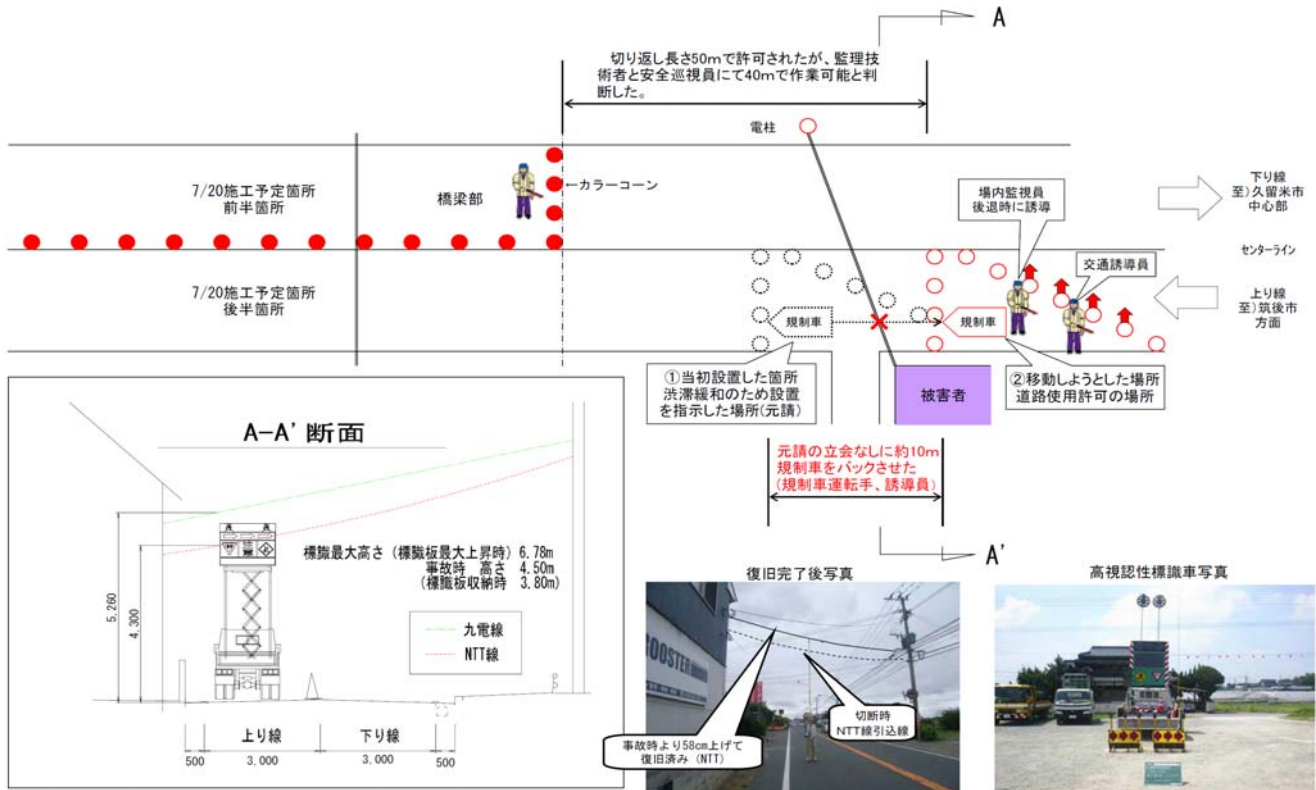
事故種類	一般事故	発生日時	平成23年7月8日 11時00分頃	事故当事者	1次下請け
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	民家へ引き込み用の水道管1本破損。影響の内容は1戸の上水道断水(30分)。				
事故概要	交差点改良工事において、ブロック積み設置箇所の床掘を実施していたところ、民家に給水している水道管(塩ビ管φ13)1本を破損したものである。 水道管については資料収集し、現地確認→探査→試掘を実施した。現地確認と試掘は市の水道係が立ち会いのもと実施したが、当該箇所に埋設管は無いとの回答を得た。				
11 事故原因等	受注者は地下埋設に関する特記仕様書に準じて、水道管については資料収集し、4月22日の位置確認立ち会い時に市の水道係から当該民家の引き込み管については工事区間外の市道に舗装版を切断し水道敷設した痕跡および止水栓があるとの理由により位置を断定された。このため切断箇所については引き込み管はないものとして作業している。				
改善策等	当該現場を含む国道は、平成19年度に県管理から直轄管理に編入されているが占用台帳は未整備であった。このため現在も占用台帳は精度的には未熟なものであるため、今後は受発注者、水道などの占用者と調整会議は必ず実施し、位置の不明な場合の取り扱いと責任分担等を打ち合わせる。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	類似工事においても、今後も同様な事故があり得るため、本事業の事例及び改善案など情報提供し受注者指導を徹底する。				

事故状況図



事故種類	一般事故	発生日時	平成23年7月20日 21時10分	事故当事者	1次下請け
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	NTT架空線(引込線)の切断(1回線)				
事故概要	舗装修繕のため、規制車(大型LED表示板搭載H=6.6m)が規制開始後、規制位置移動中(L=10m後退)に、NTT架空線(引込線)を1本切断し、通信障害が発生した。				
事故原因等	①舗装修繕施工箇所の架空線調査は実施していたが、規制区間、運搬路の調査は実施していなかった。 ②規制区間の架空線切断防止に係る作業指示が不十分であった。(ホワイトボードのみで作業指示書やKY記録に記載無し) ③施工計画書、作業手順書が遵守されていない(元請の立会なしでの規制位置変更(規制車両移動)) ④規制車を上げたまま移動させた。				
改善策等	①架空線調査は、工事に関わる全て(工事箇所、規制区間、運搬路、資材置場等)で行い、調査結果を施工計画書に記載することを徹底し、必要に応じて対策を講じる。 ②作業指示、安全指示、KYミーティングでは、作業に関連する工事規制対策や架空線、埋設物切断防止などの内容を含め記載し、徹底する。 ③作業内容の変更が生じたとき等は、元請へ報告する事を徹底し、現場内での意思疎通を図る。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・占用企業者に対し、「架空線等の(建築限界)高さ確保の徹底」を要請。 ・本工事の事故事例の紹介を行い、教育の徹底を促す。 ・特記仕様書(工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査の実施及び結果、事前対策、禁止対策について施工計画書に記載等)の徹底。				

事故状況図



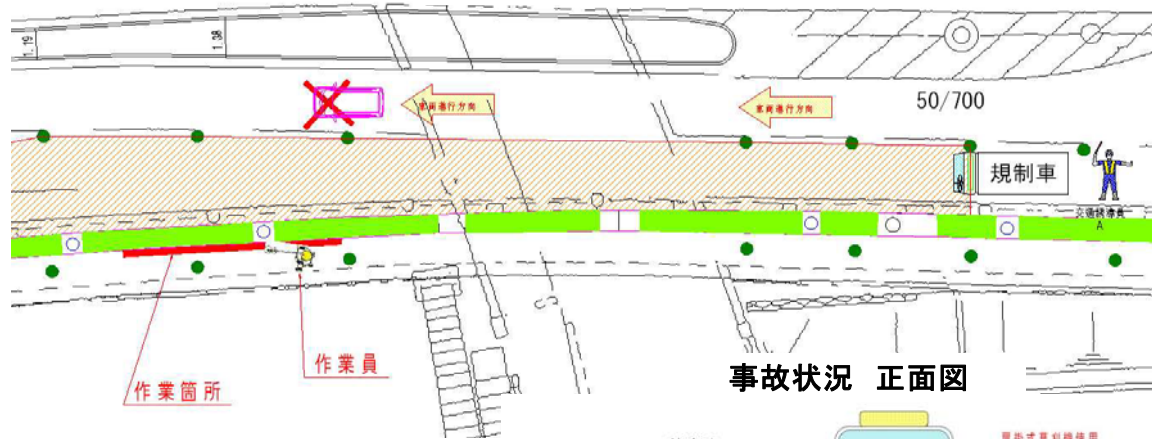
改善策

- ①架空線調査は、工事に関わる全て(工事箇所、規制区間、運搬路、資材置場等)で行い、調査結果を施工計画書に記載することを徹底し、必要に応じて対策を講じる。
- ②作業指示、安全指示、KYミーティングでは、作業に関連する工事規制対策や架空線、埋設物切断防止などの内容を含め記載し、徹底する。
- ③作業内容の変更が生じたとき等は、下請業者は元請業者へ報告する事を徹底し、現場内での意思疎通を図る。

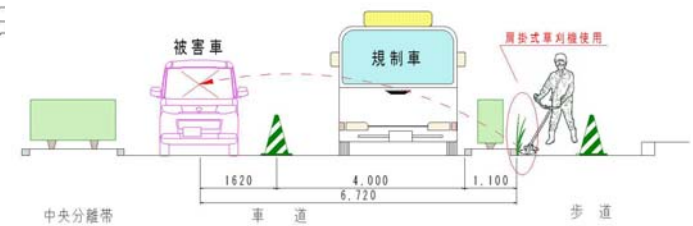
事故種類	交通事故	発生日時	平成23年 7月26日 8時50分	事故当事者	元請け
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	軽自動車フロントガラスにひび(1cm×1cm)・1台 修理作業 3日				
事故概要	植栽剪定前に、片側2車線の歩道側の車線を規制して、縁石と歩道舗装の隙間から生えている草を機械(回転式)除草を行っていた。その際、小石が飛び、通行中の車のフロントガラスに当りヒビが入ったと思われる。				
13 事故原因等	・草刈作業は、歩道側での作業のため、植栽帯が防護ネット代わりにになると判断し、防護板等を設置せずに施工した。				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽帯があっても防護ネットを設置し、飛石防止養生を行う。 ・設置するスペースが無い場合は、剪定作業を先行し防護ネットが設置出来るスペースを確保する。 ・機械除草をする日は、KYで防護ネットの設置を毎回周知する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・防護ネット等による飛石防止養生の確実な設置を行う。				

事故状況図

事故状況 平面図



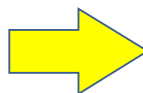
事故状況 正面図



改善策



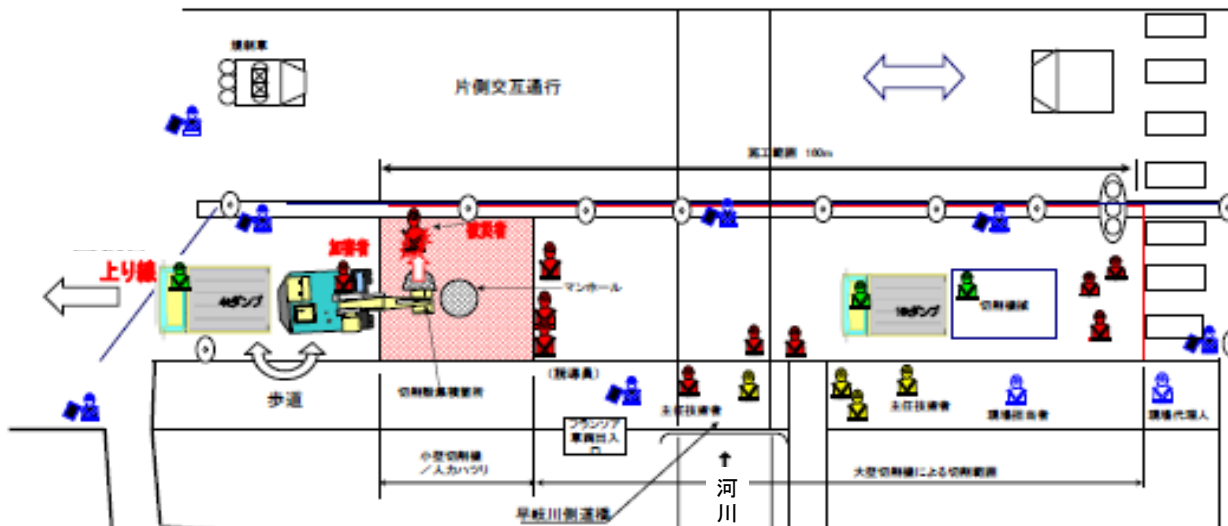
事故発生前



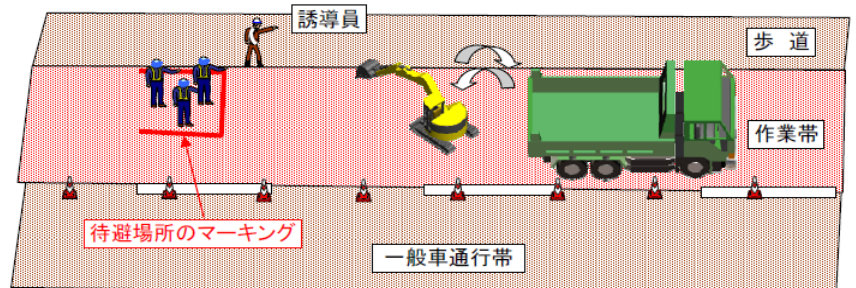
改善策
防護ネット等による飛石防止養生

事故種類	労働災害	発生日時	平成23年7月29日 0時00分	事故当事者	2次下請け
事故区分	労働災害	年齢性別	24歳 男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	右第6肋骨骨折(3週間の安静を要する)				
事故概要	切削殻を人力で集積した後、ダンプ積み込み作業をバックホウで行っていたところ、バックホウですくい上げた切削殻がバケットからこぼれ落ちた。バックホウはそのまますくい上げた切削殻をダンプに積み込んだ後、こぼれ落ちた切削殻を拾おうと旋回した。同じタイミングで集積作業に従事していた作業員がこぼれ落ちた切削殻をとっさに拾おうとしたため、バックホウのバケットが作業員に接触した。				
14 事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 作業員(被災者)が、「誘導員からの立入り許可の合図後、旋回範囲内に入る事」というルールに従わず、バックホウの旋回範囲内に立ち入った不安全行動。 誘導員は安全確認を行った後、バックホウに合図を出し重機の方向を向いていたため、作業員の動きを確認していなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 作業員の旋回範囲内への立ち入りを防止するため、視覚的注意を促すよう、バックホウの左右及び後方に「旋回範囲内立ち入り禁止」の蛍光ステッカーを貼る。 作業員の待避場所を明確化するため、マーキングを行う。 請負者の工事担当責任者及び関係請負者の安全責任者が同席のうえ、作業員全体で安全協議会を行い、再発防止対策の周知徹底を図るため、事故状況を再現し、危機意識の向上を図る。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	管内の建設工事の安全連絡協議会において、今回の事故報告を行うと共に同様の事故に対する注意喚起を行う。				

事故状況図



改善策



・作業員の待避場所を明確化するため、マーキングを行う。

・作業員の立ち入りを防止するため、視覚的注意を促すよう、バックホウの左右及び後方に「旋回範囲内立ち入り禁止」の蛍光ステッカーを貼る。